城山公園（堀之内地区）維持管理マニュアル

松山市開発建築部公園管理課

１．目　的

新しく生まれ変わった堀之内（第一期整備は平成 22 年度、第二期整備は令和 8 年度に完成）は、「21 世紀の松山版セントラルパーク」として、市民の自主性を信頼し、新たな制限や禁止事項を極力設けないことを基本理念に掲げて管理運営しています。

そこで、公園利用者がお互いに理解しあい、いつでもだれでもが自由に、楽しく、安全に、憩いのひと時を過ごすことのできる公園とするため、以下の通り管理基準を定めます。

２．各広場の位置付けと使用基準

（１）ふれあい広場

・軽スポーツ(※1)が出来る広場

・犬との同伴使用(※2)が出来る広場

・通常は自由使用で市民に開放し、イベント開催会場として占用利用ができます。

（２）やすらぎ広場、小普請所跡

・芝生を敷き詰めた広場

・通常は自由使用で市民に開放し、イベント開催会場として占用利用ができます。

・軽スポーツ及び芝生を損傷する恐れのある使用は原則禁止とします。

・犬との同伴使用は禁止です。

（３）さくら広場

・市民等がお花見などを楽しむ広場であり、花見時期を含め占用利用は認めません。

・軽スポーツ及び犬との同伴使用は禁止です。

（４）管理広場

・小規模なイベント開催会場であり、他の広場でのイベントの準備スペース（イベント関係者の臨時駐車場）を兼ねます。準備スペースとしての使用は、堀之内のイベントに限定します。

・イベント来場者（参加者）の駐車場としての使用は認めません。

・堀之内施設であっても市民会館や美術館等の駐車場としての利用は認めません。ただし、大型バス又はトレーラーの通行が相当数あることから、堀之内地区内の安全通行を確保する対策を事前に講じてもなお、渋滞にて横断歩道を見通すことができないなど、公園利用者等の安全確保が困難と予想される、もしくは現に困難となっている場合に限り、公園利用者等の安全を確保するための協議を行うほか、転回及び乗降、もしくは荷物の搬入・搬出の順番を待つ場所としたい要望があれば協議に応じます。なお、協議を行う時までに、警備員等の配置、交通誘導の方法及び安全対策等を記した書類が必要です。

・常時の一般開放はしません。

（５）侍屋敷、西之丸跡
・通常は自由使用で市民に開放しますが、占用利用は認めません。
・軽スポーツ及び施設や芝生を損傷する恐れのある使用は原則禁止とします。
・犬との同伴使用は禁止です。
（６）北御門広場
・通常は自由使用で市民に開放しますが、占用利用は認めません。
・犬との同伴使用 (※2) が出来る広場
（７）内堀跡
・他の広場でのイベントの準備スペース（イベント関係者の臨時駐車場を含む）として占用利用ができます。準備スペースとしての使用は、堀之内のイベントに限定します。
・イベント来場者（参加者）の駐車場としての使用は認めません。
・堀之内施設であっても市民会館や美術館等の駐車場としての利用は認めません。
・常時の一般開放はしません。
（８）三之丸御殿跡
・令和 9 年度から発掘調査を開始します。
・城山公園の維持管理のための使用とし、基本的に目的外使用は出来ません。

(※1)　軽スポーツについて（公園利用アンケート 集計結果による多数意見）
・軽スポーツとは、キャッチボール（専用球使用）、バドミントン、たこあげなどで、使用にあたっては下記のルールを守ること。
①バットは使わない。
②かたいボールは使わない。
③小さなお子さんのいるところで、ボール遊びをしない。
④ベンチ、樹木、照明灯などの近くで、ボール遊びをしない。
⑤スパイクを履いての利用はしない。

(※2)　犬との同伴使用について（公園利用アンケート 集計結果による多数意見）
・犬との公園使用については下記のルールを守ること。
①フンは持ち帰る。
②リードで必ずつなぐ。（長いリードは使わない）
③芝生には入らない。（補助犬は除く）
・犬以外の動物について
犬以外の猫、うさぎなどの動物の公園使用についても、犬のルール・マナーを守ること。

３．遵守すべき法令

（１）都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）
（２）松山市都市公園条例（昭和 37 年 10 月 8 日条例第 40 号）及び松山市都市公園条例施行規則（昭和 37 年 12 月 12 日規則第 67 号）
（３）文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
（４）その他の関係法令

４．都市公園としての行為の制限及び禁止

松山市都市公園条例の規定

●第 4 条による行為の制限【許認可】

（１）行商，募金，その他これらに類する行為をすること。
（２）業として写真または映画を撮影すること。
（３）興行を行なうこと。
（４）競技会，展示会，博覧会，音楽会，撮影会その他これらに類する催しのため，都市公園の全部または一部を独占して利用すること。
（５）はり紙もしくははり札をし，または広告を表示すること。
（６）指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ，またはとめおくこと。

●第 6 条による行為の禁止

（１）都市公園を損傷し，または汚損すること。
（２）鳥獣類，魚類を捕獲し，または殺傷すること。
（３）竹木を伐採し，植物の採取をすること。
（４）たき火をし，または火気を持ち遊び，その他これらに類する危険な行為をすること。
（５）立入禁止区域に立ち入ること。
（６）その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

５．国指定史跡としての制限

文化財保護法の規定による現状変更の申請を行い許可を受けること。

（１）杭打ち等地下遺構への影響を与えないこと。
（２）仮設物・案内看板の設置や掲示についても事前に申請し、許可を受けることが必要
（３）文化財（土塁・石垣等）の保護の徹底
（４）史跡公園内における高木等の植栽は、史跡景観の修景及び創造として捉えられていることから、整備計画の中で計画された数量及び樹種・規格でなければ、新たな高木等植栽はできません。なお、松山市パークサポーター制度実施要綱（平成 23 年 1 月 31 日要綱第 4 号）第 2 条の規定により認定された団体等が行

う植栽活動は、同要綱の規定によります。

６．広場を独占して利用するイベント開催の取扱い

イベント開催にあたり、許可申請等については下記のとおり取り扱います。

（１）イベント開催にあたっては、その開催趣旨や内容を事前協議するとともに、関係法令の遵守や諸手続きを確認します。（現状変更許可申請など）

（２）周辺施設、近隣住民へのイベント内容の事前周知を徹底してください。

（３）イベント開催に伴う参加者及び一般公園利用者に対しての安全対策計画、緊急連絡先などを作成し、緊急時における対応をしてください。

（４）広場内への車両の乗り入れは、重量物を運搬する車両のみとし、車番別で搬入毎の品名と数量・搬出入時間を記した書類で確認します。
荷物の積み降ろしが終われば速やかに時速 10 ㎞以下で退去してください。
同時に、園路を走行する場合の養生方法などを協議します。
また、広場に車両を長時間駐車することおよび芝生に車両を乗り入れすることは原則認めませんが、電源用車両などイベントに特に必要がある場合には協議します。

（５）堀之内の既存施設（市民会館、美術館など）と事前協議が必要です。

（６）イベント開催中は、イベントに伴うゴミの処理（市民会館、美術館などへ捨てないこと）や定期的にトイレの清掃やトイレットペーパーの補充を行ってください。

（７）公園内に駐車場はありません。イベント参加者及び主催関係者に、公共交通機関の利用を周知してください。

（８）長期間開催のイベントや収益性の高いイベントについては、松山財務事務所との協議を求められているため、必要書類の提出を求めます。

（９）商行為等については、イベント開催に必要な場合のみ許可します。

（10）広場内への仮設工作物などの設置にあたっては、広場の損傷など生じないよう設置方法などを協議します。

（11）イベントにおける拡声器等の使用により、近隣住民から騒音の苦情が相次いでいます。拡声器等の使用時間の短縮や、近隣住民への事前周知を徹底するなどご協力をお願いします。

（12）公園内でのイベント開催に伴う事故・苦情等についての責任は主催者が全て負うこととなります。

（13）上記(1)からの事項を踏まえ、現状変更等許可書、関係法令の範囲内での実施が可能であることが確認できる資料（許可書など）と、確認内容等を記入した「広場利用申請チェックシート」を添付して許可申請を提出してください。

（14）イベント終了後に、ゴミの処理、使用した広場（園路含む。）とトイレの清掃、トイレットペーパーの補充などを行い、公園施設損傷の有無を確認してください。

その後の指定管理者との立会にて、清掃等不適当との指摘がある時、また、公園施設損傷の有無確認にて原状回復の協議を行った場合は、指定管理者の指示に従い速やかに指摘事項の改善を行ってください。

７．イベント開催に伴う「３．（４）その他の関係法令」の遵守

関係機関と協議のうえ、必要な手続き（申請等）を行い、イベント開催に必要な許可を得てください。

（１）騒音対策：環境指導課「愛媛県公害防止条例」
・午前 9 時（日曜日及び休日は午前 10 時）から午後 8 時までの制限
・地上 10 メートル以上の箇所においては拡声器を使用しない。
・拡声器の音量は人の居住する建築物の敷地境界線において 65 デシベル以下
（２）食べ物を扱う：市保健所衛生検査課「食品衛生法」
・食品販売等臨時出店の報告書
（３）火気を使用：消防局東消防署城東支署または予防課「松山市火災予防条例」
・火気器具を使用する場合の取扱い
（４）イベント開催に伴う広告（看板）の掲示：建築指導課「松山市屋外広告物条例」
（５）喫煙所の設置：市保健所健康づくり推進課「健康増進法（受動喫煙防止）」
（６）その他の関係法令

８．イベント開催に伴う設備について

●上下水道の使用
（１）イベント開催に伴う使用可能な上水道は、ふれあい広場、やすらぎ広場に各１箇所、水栓を設置しています。
（２）使用にあたっては、イベント主催者が、企業局に申請し使用（有料）すること。
（３）排水にあたり、固形物質はフィルター等で濾し取って、下水管には流さない処置を取ること。

●下水排水の使用（上水道を使用せず直接放流する場合）
（１）イベント主催者が、企業局に申請し、許可を受けること。（有料）
（２）下水排水においては、各広場の最寄の汚水用マンホールまで仮設配管、又は直接排水すること。
（３）排水にあたり、固形物質はフィルター等で濾し取って、下水管には流さない処置を取ること。

●電気の使用
（１）イベント開催に使用可能な電源はないので、必要な場合は、イベント主催者が発電機の持ち込み、もしくは仮設電力を申請（有料）して用意すること。

９．イベント開催に伴う使用料について

松山市都市公園条例の規定

（１）公園内行為許可申請　　100 ㎡　日　510 円

（２）公園占用許可申請　　100 ㎡　日　510 円

（３）公園施設設置許可申請　　1 ㎡　月　100 円

１０．松山市パークサポーター制度について

松山市パークサポーター制度実施要綱の規定により、パークサポーターを募集し市民参加による公園づくりを進めます。

●清掃美化活動

清掃、除草及び植栽活動等のできる団体等を募集し、市民参加による公園の維持管理を進めます。

●利用マナー啓発活動

軽スポーツや犬の散歩等の広場利用について、利用可能な広場やルール、マナーの啓発活動のできる団体等を募集し、市民自らが利用における課題解決に取り組みます。

付　則（平成 23 年 2 月 1 日）

平成23 年 4 月 1 日から施行

平成24 年 4 月 1 日改正　公布の日から施行

平成27 年 4 月 1 日改正　公布の日から施行

平成28 年 7 月 1 日改正　公布の日から施行

令和 4 年 8 月 1 日改正　公布の日から施行

令和 8 年 11 月 3 日改正　公布の日から施行